

文 政 第 1 0 0 2 号
平成 1 4 年 1 0 月 2 8 日

那覇防衛施設局長
岡崎 匠 殿

沖縄県知事
稲嶺 恵一

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）
環境影響評価方法書に対する知事意見について

平成14年6月28日付け、施那第2575号（ACP）で、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例第6条第1項の規定に基づき送付されてきたところであるが、同条例第10条第1項の規定に基づき、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）
環境影響評価方法書に対する知事意見

当該事業は、勝連町ホワイト・ビーチ地区に、艦船からのし尿等を処理する施設として計画されているものであるが、事業実施区域の周辺域の自然環境は、海域については「自然環境の保全に関する指針〔沖縄島編〕」（沖縄県、平成10年3月）において、自然環境の厳正な保護を図る区域であるランク と評価されており、カンナ崎、アギナミ岩の周辺には藻場が分布し、オキナワアナジャコ、シオマネキの生息推定域となっている等、自然度の高い地域である。また、海域には共同漁業権が設定されており、漁場として利用されている。

陸域についても、貴重種であるアマミタカチホヘビ、ハイ、クロイワトカゲモドキの生息推定域となっており、自然環境に十分な配慮が必要である。

以上のことから、本事業に係る環境影響評価については、下記の事項に基づき方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、環境への負荷を可能な限り低減化して、地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じること。

記

【総括的事項】

- 1 当該事業の実施に対する環境影響の回避、低減に係る評価の際には、施設配置や基本的構造等の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置によって、環境に与える影響がどの程度回避又は低減されているのかについて評価すること。なお、その際には、回避、低減に関する評価と、環境基準等の整合性の検討に関する評価を区別し、分かりやすく記載すること。
また、環境保全措置については、予測の前提となっているものと、影響を予測した後に追加的に採用した措置とが明確に区別出来る記載とすること。
- 2 環境影響評価に当たっては、艦船し尿処理施設からの排水だけでなく、既住者の生活排水の処理水も同一の既設の放流管から放流する計画であるため、これも合わせて行うこと。また、キャンプ場施設からの排水についても考慮すること。
- 3 艦船からの汚水の処理能力については、その算定根拠を具体的に示すこと。
- 4 当該対象施設に送水される艦船からの汚水は、し尿、厨房排水及び浴槽排水に限られていることを確認すること。また、その他の汚水がある場合には、対象施設外において適正に処理されており、対象施設には送水されていないことを、事業者において確認すること。なお、艦船において、し尿、厨房排水及び浴槽排水と、その他の洗浄水等が別々に貯留されていることが判る資料を示すこと。

- 5 事業特性として、供用後は既設生活排水処理施設の撤去があると示されているため、工事期間、工事計画及びその他環境影響評価を行う上で必要な事項について、既設処理施設の撤去を盛り込み、必要に応じ、当該対象事業の内容を修正して準備書を作成すること。
- 6 準備書においては、貯留槽を含む施設の規模、構造、配置、材質等を示し、当該事業の実施に伴う環境への影響の予測・評価に当たって考慮すること。
- 7 当該対象施設が建設されることにより、寄港する艦船の種類及び寄港数が変化する場合には、それに伴う環境への影響についても考慮すること。また、その際、艦船等の棧橋及び航路周辺における低周波音による影響や、水質への影響、漁業・釣り等へのアクセス阻害への影響についても検討すること。
- 8 既設の放流管から処理水を放流する計画であるが、処理水量が大幅に増加することから、放流管の材質、口径、腐食の度合い、耐用年数等について調査することを検討すること。また、その検討結果を準備書で示すとともに、調査を行った場合において、調査結果から、放流管を新設するとした場合には、それに伴う影響についても、予測、評価を行うこと。

【大気環境関係】

- 9 大気環境について
 - (1) 資機材の運搬、車両の走行に伴う大気質への影響の予測においては、主要なアクセス経路の沿道沿いだけでなく、大気汚染物質の最大濃度の着地地点についても把握すること。
 - (2) 工事中の資機材の運搬・車両の走行に伴う騒音・振動の影響について、その調査地点及び予測地点には、勝連小学校、診療所、福祉施設、与勝中学校を含めて設定すること。
 - (3) 汚水送水管のポンプ、ばっ気槽等、施設からの低周波の発生の有無を確認し、必要に応じ調査項目に加え、予測、評価を行うこと。
 - (4) 悪臭の調査方法で実施するとしている気象の現地調査については、悪臭測定時の参考資料とするために行うのか、プルームモデル式による拡散計算を行うためのものであるのか、その目的を明確にするとともに、拡散計算のためであれば、その他の大気質の予測についても同様に現地調査を行うこと。

【水環境関係】

- 10 赤土等による水の濁りについて
 - (1) 調査項目に、「集水域内の赤土等の主要な発生源の状況」を追加すること。
 - (2) 降雨時における海域の濁度等の状況の調査の際は、降雨の状況も調査し、また降雨と濁度との時間的關係が把握できるようにすること。
 - (3) 準備書においては、予測する際に使用した赤土等の堆積状況を予測する方法を具体的に示すこと。

(4) 赤土等の水の汚れの拡散に当たっては潮流、海底地形等を考慮する必要があることから、濁水の海域における拡散状況が把握できるように、海域における調査地点をリーフ内、リーフ外に数カ所設定すること。また、予測地点に、堆積による影響を的確に把握できる地点も追加すること。

11 水の汚れについて、調査項目に海域の状況を追加すること。また、予測項目については、調査項目と整合を図ること。なお、底質の調査結果から、ダイオキシン類が検出された場合には、その原因を明らかにするとともに、必要に応じて、水質の調査項目にダイオキシン類を追加すること。

12 底質について、調査項目と予測項目の整合を図り、底質の暫定基準項目、ダイオキシン類、硫化物、COD等についても予測、評価を行うこと。また、方法書において予測項目が水質と記載されているので、準備書では底質に修正すること。

13 地形・地質の予測地点に、その特性を踏まえ、環境影響を的確に把握できる地点を追加すること。

【自然環境関係】

14 陸域生物について

(1) 植物の調査をする際は、保安林の現状、経緯についても把握すること。

(2) 予測方法について、植物の「重要な種及び群落の改変の程度について予測」する方法は、「生育環境の改変の程度を把握し予測」する方法とし、動物の「重要な種の生息環境の改変の程度について予測」する方法についても、「生息環境の改変の程度を把握し予測」する方法とすること。

15 海域生物について

(1) 調査地域について、「赤土等による水の濁りや水の汚れが海域に拡散し、動植物に影響を受けると予想される範囲」としているが、生物への影響は、予測の不確実性や活動域の減少、餌資源量への影響を勘案し、影響を受ける範囲のみではなく、事業による影響が想定される範囲よりも広めの海域を対象とする必要があることから、調査地域の範囲について再度検討すること。また、その際は金武湾の状況についても十分考慮して検討すること。

(2) 文献調査において、サンゴの分布は認められないが、調査項目にサンゴを加え、生息の有無を確認すること。また、海草も調査項目に加えること。

(3) 植物の予測地点としている、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点には、アギナミ岩及びカンナ崎周辺区域を含めること。

(4) 予測対象時期については、「し尿処理施設の稼働が定常となる時期、並びに処理量が最大となる時期」とすること。

(5) 予測、評価にあたっては、カンナ崎北側の貴重なヒジキの群生について、十分考慮すること。

16 生態系については、沖縄県環境影響評価技術指針に基づき、次の方法等で調査を行うこと。

(1) 陸域生態系

ア 生態系の概況

地形・地質、陸域生物等の調査結果による地形分類図、土壌分類図、植生図、動植物種の分布等の情報を整理して解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料を利用し、又は新たな現地調査を実施すること。

イ 注目種及び群集の状況

陸域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料の利用又は新たな現地調査を行うことにより、生態系の概況に応じて注目種及び群集を複数抽出すること。その際は、亜熱帯域であること及び島しょが脆弱な生態系であることも考慮すること。

(2) 海域生態系

ア 生態系の概況

潮流、水質、底質、海域生物等の調査結果による海底地形図、サンゴ礁分布、藻場分布図、干潟分布図、動植物種の分布等の情報を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料を利用し、又は新たな現地調査を実施すること。

イ 注目種及び群集の状況

海域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料の利用又は新たな現地調査を行うことにより、概況を把握した生態系の特徴に応じて注目種及び群集を複数抽出すること。その際は、亜熱帯域であること及び島しょが脆弱な生態系であること、並びに海域生態系の特徴（海域、特に沖合では、腐食連鎖よりも生食連鎖の割合が大きく、基質の状態等に大きく規定される等）も考慮すること。

(3) 把握した海域の状況に十分な検討を加え、予測、評価を行うこと。

【人と自然との触れ合い関係】

17 景観の調査期間等及び予測対象時期等については、季節や天候も考慮して設定すること。

18 人と自然との触れ合い活動の場について

(1) 調査項目に「主要な人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス形態」と「利用の観点から見た主要な人と自然との触れ合い活動の場の価値」を追加すること。

(2) 釣りや眺望、自然観察等の日常的な活動形態に係る触れ合い活動の場としては、年間を通じた利用が考えられることから、調査期間等については期間を限定することなく適切に把握できる時期とすること。

19 歴史的・文化的環境について、調査方法を「文献その他の資料による情報収集及び当該情報の整理及び解析」としているが、現地調査及びヒヤリング調査の実施についても検討すること。